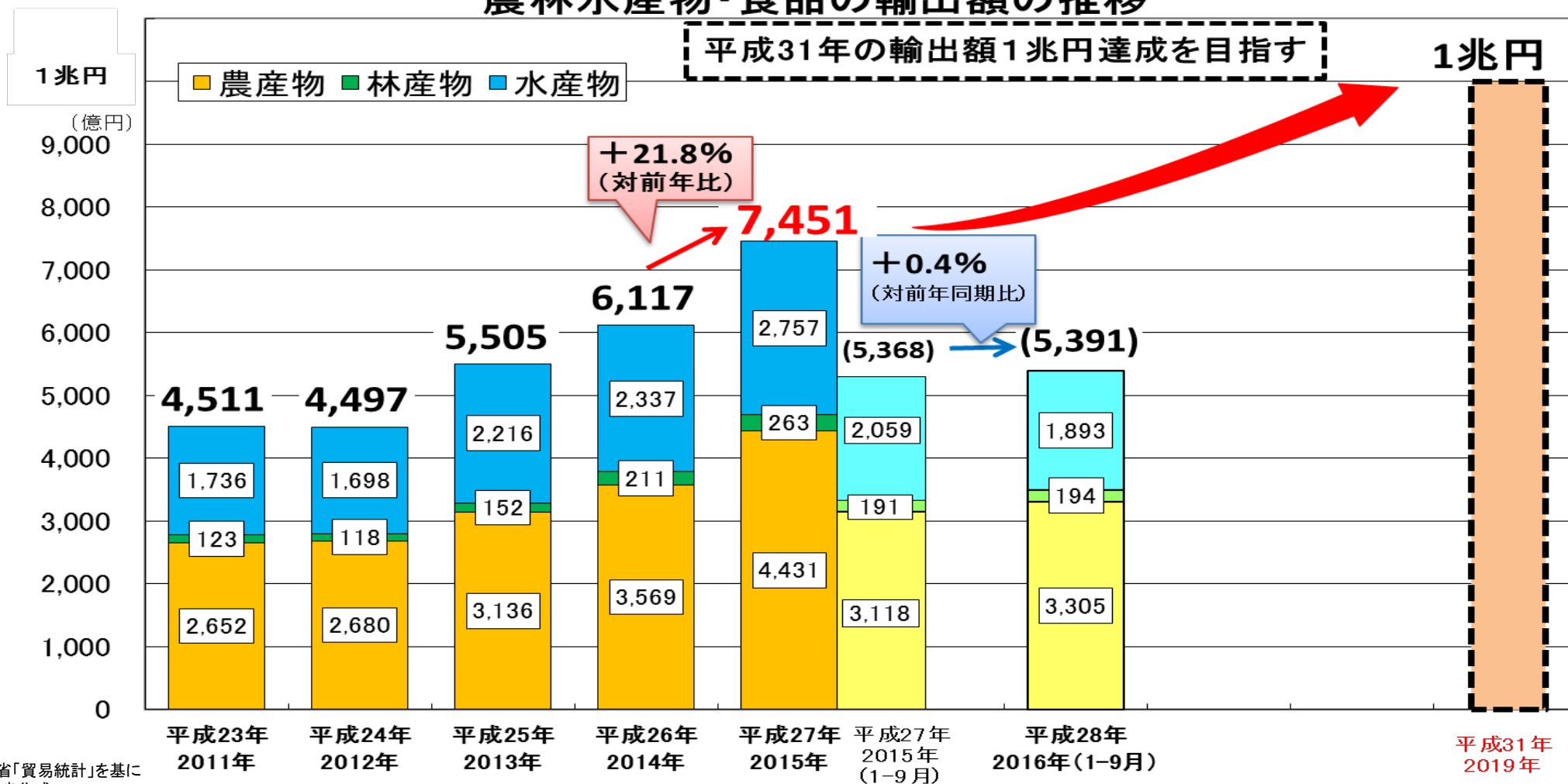


農林水産物・食品の輸出について

農林水産物・食品の輸出額の推移

- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から3年連続で過去最高を更新し、平成27年輸出実績は7,451億円。
- 平成28年1－9月の輸出実績は、5,391億円で対前年同期比0.4%の増加。
- 平成32年の輸出額1兆円目標について、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月閣議決定)において、平成31年に1年前倒し。

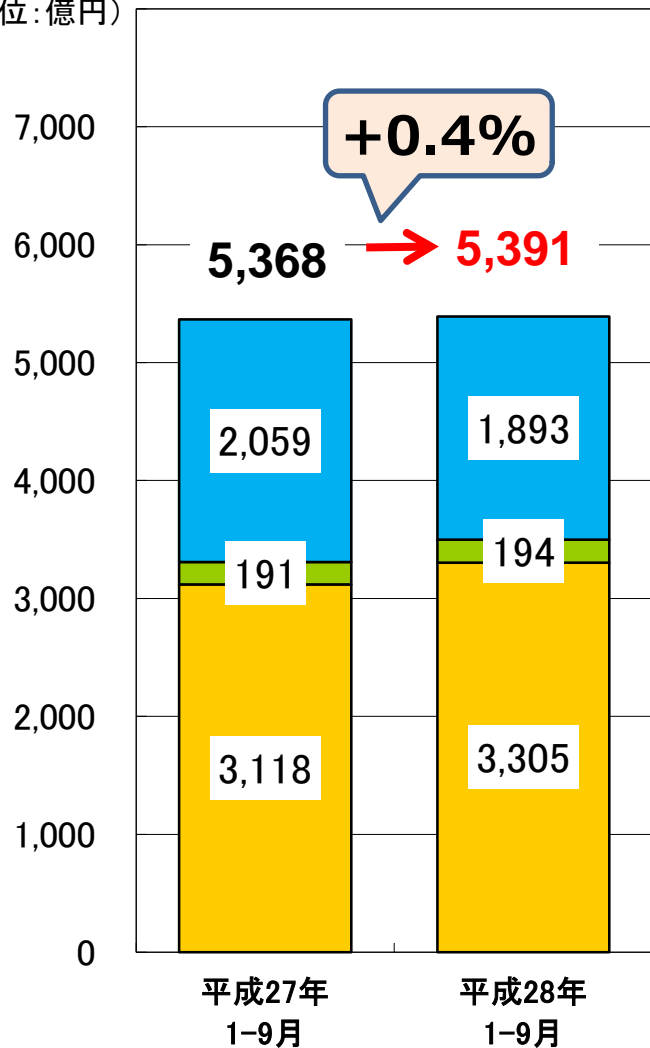
農林水産物・食品の輸出額の推移



平成28年1-9月の農林水産物・食品の輸出実績

- 平成28年1-9月の輸出実績を品目別で見ると、水産物の輸出実績は、ホタテ貝、まぐろ等の水揚量の減少や乾燥なまこ等の現地販売価格の上昇等により、対前年同期比で8.1%の減少。
- 一方で、農産物は、米、畜産品、青果物、茶、加工食品のほぼ全ての品目が、和食人気や健康志向による需要増などにより増加。

(単位:億円)



品目別内訳

(単位:億円)

品目	平成27年 1-9月計	平成28年 1-9月計	対前年同期増減率
農林水産物	5,368	5,391	0.4%
農産物	3,118	3,305	6.0%
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	1,570	1,703	8.5%
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵、牛・豚等の皮等)	333	355	6.7%
穀物等 (小麦粉、米等)	257	270	4.8%
野菜・果実等 (青果物、果汁、野菜・果実の缶詰等)	204	240	17.5%
その他農産物 (たばこ、播種用の種、花き、茶等)	754	736	▲2.3%
林産物 (丸太、製材、合板等)	191	194	1.5%
水産物	2,059	1,893	▲8.1%
水産物(調製品除く) (生鮮魚介類、真珠(天然・養殖)等)	1,575	1,428	▲9.3%
水産調製品 (水産缶詰、練り製品(魚肉ソーセージ等))	484	465	▲4.0%

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す
(ニーズの把握・需要の掘り起し)

- ▶ 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
 - ・情報をJETROに一元的に集約・提供
- ▶ プロモーションを統一的、戦略的に行う
 - ・「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- ▶ 多様な方法でプロモーションを行う
 - ・トップセールスや大型イベントの機会の活用
- ▶ 日本文化・食文化と一体として、売り込む
 - ・日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- ▶ インバウンドを輸出に結び付ける
 - ・外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ
(販路開拓、供給面の対応)

- ▶ 輸出についての相談をしやすいとする
 - ・JETROと農林水産省の相談体制の強化
- ▶ 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
 - ・海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- ▶ 様々な販売ルート、販売手法を提案する
 - ・海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- ▶ 海外ニーズにマッチして、生産する
 - ・ジャパンプランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- ▶ 海外輸入規制に適合して、生産する
 - ・輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る(物流)

- ▶ 安く運ぶ
 - ・共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
 - ・最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- ▶ より多く、品質を守って、運ぶ
 - ・成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- ▶ 中小事業者が売りやすくなる
 - ・卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる
(輸出環境の整備)

- ▶ 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
 - ・規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
- ▶ 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
 - ・GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する
(推進体制)

- ▶ 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
 - ・輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- ▶ 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
 - ・在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

輸出力強化に向けた取組の実施状況 ①

1. 市場を知る、市場を耕す（ニーズの把握・需要の掘り起し）

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
- 多様な方法でプロモーションを行う
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
- インバウンドを輸出に結び付ける
- 関係省庁等が収集した輸出に関する情報をJETROのHPに整理し発信。
- 各国で各主体が行う輸出関連のイベントカレンダーを作成し、8月に公表。
- 日本製品の強みをアピールできるJAS規格の制定等について課題と対応方向案を整理。JAS法の改正を検討。
- 在外公館で6-11月までに計31件の日本食関連イベント・レセプションを実施。9月のNY国連総会時に、総理出席の日本食普及レセプションを開催。
- 8月香港Food Expoにおいて日本産食材の調理セミナーや茶室・茶器の展示とともに茶のいれ方や飲み方等を実演するイベントを実施。
- 食と農の景勝地認定制度を創設。11月に5地域を認定。
- 農泊の推進のため、農泊に取り組む地域のツーリズムEXPOジャパン等への出展を支援。

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ（販路開拓、供給面の対応）

- 輸出について相談をしやすいとする
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
- 海外ニーズにマッチして生産する
- 海外輸入規制に適合して生産する
- 農林水産省・地方農政局等・JETROに設置した輸出相談窓口（全国57カ所）において相談体制を強化し、相談窓口について周知
- 香港Food Expoに過去最大のジャパンパビリオンを設置。研修会、セミナー等を充実
- 「日本産食材サポーター店認定制度」「日本料理の調理技能認定制度」を創設。本年9月に「サポーター店」の認定を開始
- 香港で日本青果物輸出促進協議会が、青果物等のリレー出荷・周年供給体制を構築
- いちご、茶及びびりんご(無袋栽培)の防除マニュアルを公表し、残留農薬基準をクリアできる防除体系の確立・導入の方策を提

輸出力強化に向けた取組の実施状況 ②

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）

- 安く運ぶ
 - より多く、品質を守って、運ぶ
 - 中小事業者が売りやすくする
- 那覇空港の国際物流ハブ化に向けた課題等を関係者と検討
 - 最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進、新規技術を開発中
 - 卸売市場の既存の規制を見直し、輸出拠点化。海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるよう業務規程改正

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる（輸出環境の整備）

- 輸出手続きの手間を省く
 - 輸出の障壁を下げる
 - 国際規格・認証を取る
 - 本物を守る
 - イスラム市場に打って出る
- NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の範囲の拡大に向け手続中
 - 成田市地方卸売市場が輸出証明書の交付事業を開始
 - 輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速させるための「輸出規制等対応チーム」を内閣官房に設置、議論開始
 - 放射性物質に係る輸入規制については、本年1月以降も、15ヶ国・地域、23件が緩和・撤廃
 - 動植物検疫については、7ヶ国13件の輸出の条件緩和・解禁
 - 海外での残留農薬基準（インポートトレランス）の設定に向けた各種試験の実施
 - 日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築中
 - 地理的表示（GI）を諸外国と相互に保護できる制度の整備を促進
 - 海外での知的財産権の取得や知財トラブルへの対応を支援
 - ハラール食品輸出に向けた手引きを農水省HPで公表

農林水産業の輸出力の強化 【平成28年度補正予算額 270億円】

輸出に取り組む民間事業者への支援

国内外での輸出拠点の整備（イメージ）

国際空港近隣の卸売市場



低温管理された施設において、ワンストップで検疫・通関を行い空輸

広域集荷対応型の食肉処理施設



海外で必要な衛生基準（HACCP）を満たす施設で、と畜処理・加工した食肉を輸出

産地の集荷場・漁港



密閉型の荷さばき・出荷施設において、地域の食材を新鮮なまま海外に出荷

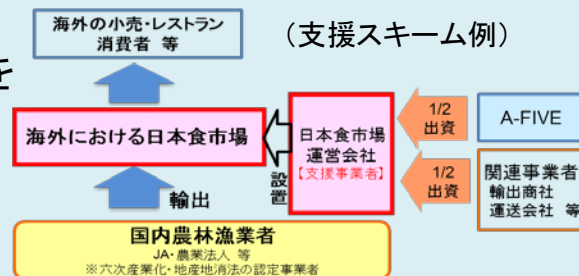
海外の産直市場



海外に産直市場を設置し、日本の産品を直販

農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による支援の充実

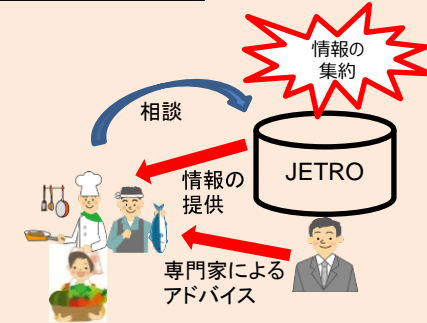
➤ 海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者に対して農林漁業者の負担なしで出資ができるよう、A-FIVEの制度・運用を改善



輸出に取り組む民間事業者に対する側面支援

輸出拡大のためのサポート体制の充実

- 海外の市場に関する情報等のJETROへの一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化



- 海外において小売店・外食に対して国産農林水産物の需要の掘り起こしを行う体制の強化



- 海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信等

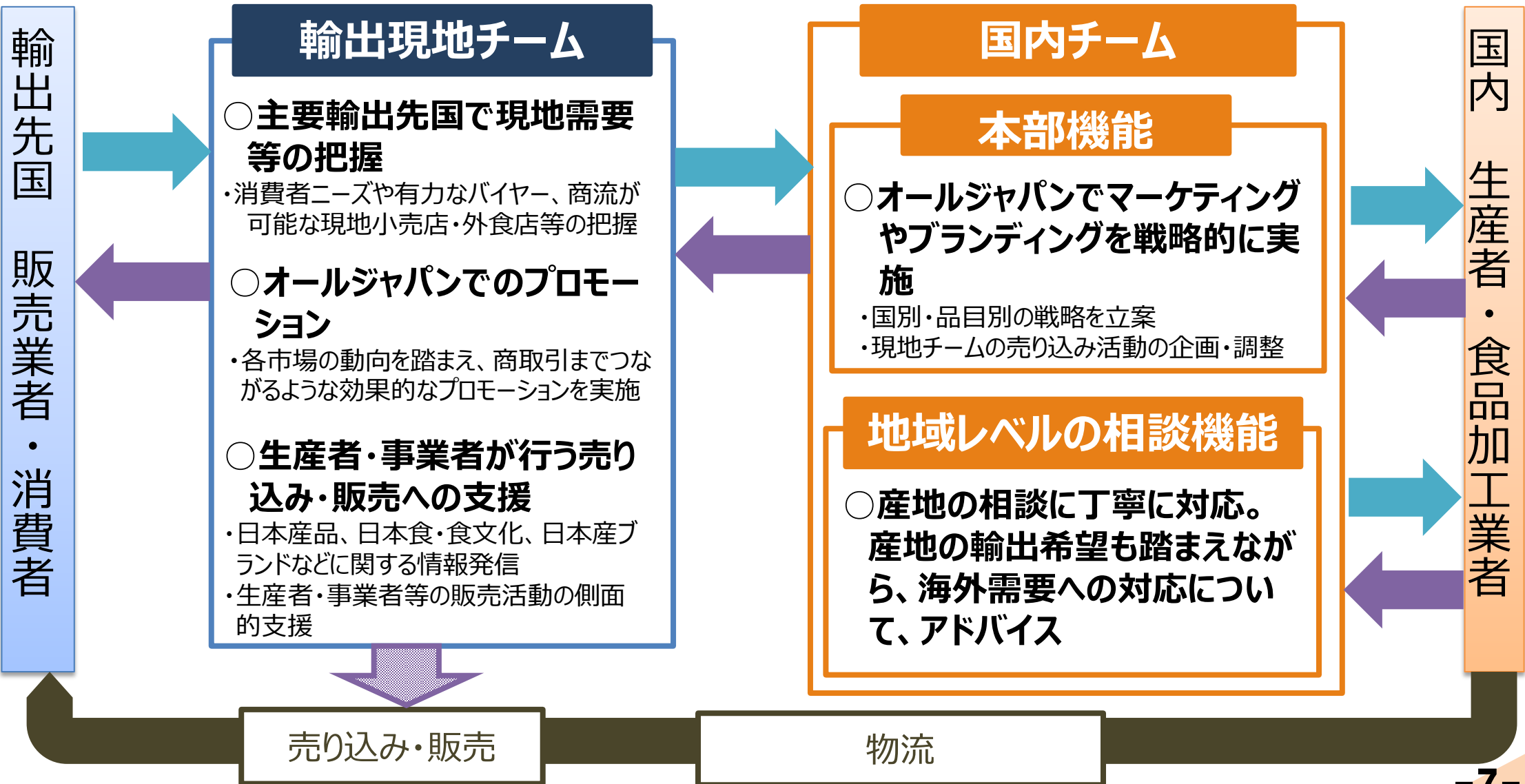


政府が主体的に行う輸出環境の整備

- 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備
- オリパラも視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進
- 植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進等

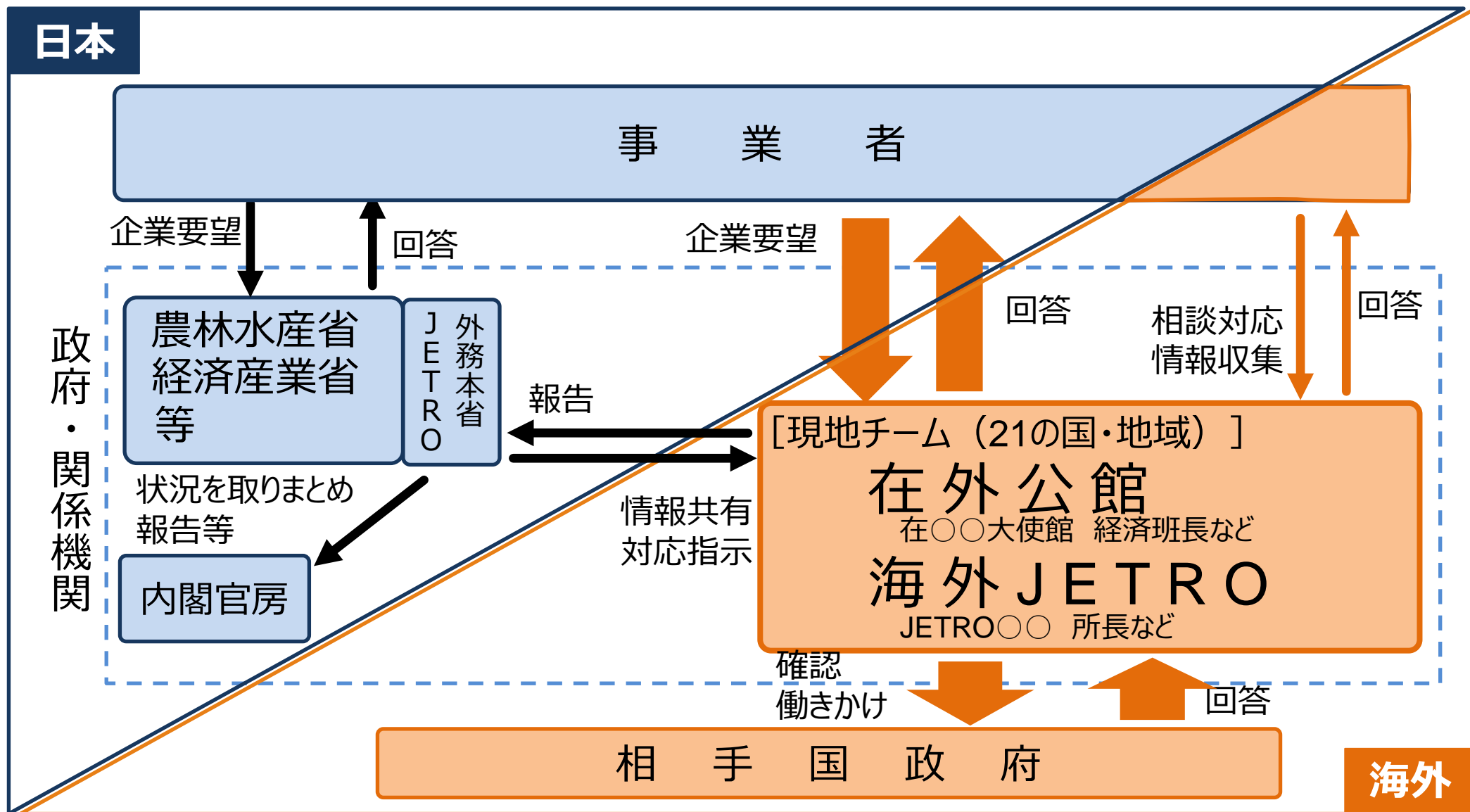
輸出サポート機関の体制案（イメージ）

- 輸出サポートの更なる強化のため、海外の消費者や飲食店・小売店等のニーズを詳細に把握した上で、その情報を産地に伝達し、輸出向け商品作りなどのアドバイスを行い、生産者と商社、物流業者等とのマッチングを支援する等の機能を担う体制の整備を検討。



在外公館等における輸出規制等に対応する体制の整備

- 輸出事業者や食品事業者が直面する様々な課題を国内外（関係省庁、在外公館、JETRO）で把握し、規制やその運用手続き等の改善・明確化に向けた輸出先国政府への働きかけなど個別問題の課題解決を進めるための現地の体制（現地チーム）を構築



原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域数は事故後の54から35にまで減少）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成28年10月11日時点）

規制措置の内容	国・地域数		国・地域名
規制措置を完全撤廃した国	19		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール
一部の都県を対象に輸入停止	10	7	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
		3	（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン、レバノン
一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	18		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア ※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
自国での検査強化	7		パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モーリシャス、カタール

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール

◇ 最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）
1、2、3、4、7、8、9、10月	米国	輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料 → 7県の水産物）
6月	ブルネイ	輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品） → 検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）（9月）
7月	カタール	検査報告書（47都道府県） → 輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止（12都県の全ての食品・飼料） → 解除（野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

戦略策定後の新たな輸出取組の事例

JA全農福島、JAふくしま未来 (福島県)

【福島県産のモモをタイへ】

東日本大震災後、輸出が停止していたタイ向け輸出は平成24年に再開。タイの大手百貨店(約40店舗)へ販路を拡大し、平成28年7～8月に過去最高の約21トンを輸出。福島県産の桃としては初めてCAコンテナを活用して船便で輸出。



うれしの 嬉野市 (佐賀県)

【日本茶を米国へ初輸出】

ジェットロ佐賀と連携し、市内の茶商、茶生産者、JA等の地域一体で茶の輸出に取り組む。ジェットロの日本茶に関する海外市場セミナー、国内商談会、海外視察・商談などによりターゲット市場の情報収集。米国のバイヤーを茶園に招聘し、平成28年7月に米国向けに初輸出。



戦略策定後の新たな輸出取組の事例

(有)わくわく手づくりファーム川北
(石川県)

【クラフトビールを台湾、香港等へ】

アミノ酸GABAを多く含む高付加価値のクラフトビールを、平成27年4月よりシンガポールでの試験販売を開始。平成28年4月から台湾の仏系スーパー向けに継続出荷。5月には香港向けの輸出も開始し、現地での評価も高く高級レストラン等で販売。



(株)秋川牧園
(山口県)

【自社加工の焼き鳥を香港へ】

直営農場や提携農家で成育した鶏肉を焼き鳥に自社加工し、平成28年3月に香港でテスト販売。平成28年6月より香港の高級スーパー向けに輸出を開始。輸出向けの製品は、販売先のバイヤーと共に現地の嗜好に合わせて1年がかりで開発。

